

こんなときは
すぐに相談を！

ストップ！こども虐待



あの子、
もしかしたら
虐待を受けて
いるのかしら...



子育てが辛くて
つい子どもに
あたってしまう...



近くに子育てに
悩んでいる
人がいる...

★ 豊田市役所こども相談課

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

☎ (0565) 34-6965

家庭児童相談

(月～金曜日 午前9時00分～午後5時15分)

☎ (0565) 35-1152

★ とよた急病・子育てコール24

～育救(いっきゅう)さんコール

(365日 24時間)

な(やむ前に)きゅうきゅういくじ

☎ (0120) 799192

※直接相談したいときは、豊田市役所こども相談課(豊田市西町3-60、東庁舎2階)へお越しください！

虐待
って!?



身体的虐待

- 殴る、蹴る、投げ落とす
- 頭や身体を激しく揺さぶる
- やけどを負わせる など

ネグレクト

- 家に閉じ込める、自動車の中に放置する
- 食事を与えない、ひどく不潔にする
- 病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

- 言葉による脅し、無視
- きょうだい間での差別的扱い
- こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

性的虐待

- こどもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- 裸の写真をとる など

学校・こども園・幼稚園には、児童虐待が心配されたら通告する義務があります。

児童虐待の防止等に関する法律により、こどもにかかわる施設には、児童虐待の早期発見に努めるとともに、市役所や児童相談所に連絡することが義務付けられています。